

第21期第25回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日時 令和2年7月16日(木)午後1時30分～
- 2 場所 青森市 アラスカ会館地階「サファイア」
- 3 出席者 委員 14名
 県 水産振興課 3名
 八戸水産事務所 1名
 むつ水産事務所 1名
 事務局 3名

4 概要

- 議案の審議 2件、報告事項 6件



【 議 案 】

(1) 秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について

青森県農林水産部長より、秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、依頼のとおり発動することとした。

指示の詳細は、[令和2年7月20日付け青森県報号外第80号青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号](#)をご覧ください。

(2) 東部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいかつり漁業の新規操業承認について

令和2年2月17日付け委員会指示第2号「東部海区管内におけるいかつり漁業の操業に関する指示」に基づき、申請のあった函館市漁協所属船1隻の新規操業承認申請を審議の結果、承認することとした。

【 報告事項 】

(1) 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

令和2年5月1日付けで国のクロマグロ漁獲枠変更に伴い、県計画が変更になったことから、県から事後報告があった(詳細は令和2年5月20日県報第159号のとおり)。

(2) 令和2年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験について

県から令和2年度の漁業試験について、これまでの経緯と今後の対応を含め考え方について報告があった。

(3) 定置漁業の不免許処分(平成30年9月1日)の取消を求める訴訟について

定置漁業権の免許申請にあたり2者から申請があったうち、不免許処分を課した者から、その処分の取り消しを求める訴えが提起された。県は、これに対し応訴する方針であることを報告した。

(4) 海面利用制度等に関するガイドラインについて

水産庁が改正漁業法の円滑な運用のために出した海面利用制度等に関するガイドラインについて説明をした。

(5) 令和2年度全国漁業調整委員会連合会総会の概要について

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当該総会は書面で去る令和2年5月22日に開催された。

審議案件である①令和元年度事業報告、収支決算書及び剰余金処分案②令和2年度事業計画案及び収支予算案③令和2年度全漁調連要望書案は了承された。中央要望活動は、状況をみながら7~8月に少人数で実施予定。通常総会時に開催予定であった70周年記念事業は、開催を延期。④次期総会の開催地（東京都）について承認された。

(6) 第32回太平洋広域漁業調整委員会の概要について

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、当該委員会は去る令和2年5月27日にウェブ会議で開催された。全議案異議なく了承された。